

県産材利用推進に向けた行動計画

1 趣 旨

「高知県産材利用推進方針」を実効性あるものとするため、各部局ごとの取り組みに係る数値目標等を設定し、県自らが率先実行して県産材利用を推進する行動計画を定める。

2 計画期間

この行動計画は、H22～26年度の5年間とする。

3 目 標

(1) 公共建築施設等の木造化・木質化の推進

- ・ 県有施設は、原則基準内施設100%木造化、基準外施設100%木質化を目標とする。
- ・ 別表1により進行管理を行う。

(2) 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- ・ 木材利用量は工事費1億円当たり基準値の1.5倍を目標とする。
(※基準値：H16～20年度の平均値)
- ・ 木製型枠、工事用木製資材の使用率は100%を目標とする。
- ・ 別表2により進行管理を行う。

(3) 木製品の積極的な導入

- ・ 新規に導入する事務用備品類（机（会議用机含む）・棚・収納用什器（棚以外））については100%木製を目標とする。
- ・ 別表3により進行管理を行う。

4 体制整備

全庁的に県産材利用推進方針に定める取り組みの徹底を図るため、3に掲げる目標の進行管理等を行なう「県産材利用推進本部」を設置する。

(別紙設置要領)

別表1

公共建築施設等の木造化に係る各部署の目標

区分	部局名	取り組み項目	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(%)】
県有施設	各部署共通 (教育委員会、警察本部含む)	県有施設の木造化(基準内)						100
		県有施設の内装木質化(基準外)						100
補助施設	"	「高知県公共建築物木造化基準」に準じた補助施設の木造化(基準内)						ヒアリング時に要請
		補助施設の内装木質化(基準外)						"

注1 施設等の木造・木質化に係る指標は全対象施設数に対する木造・木質化を行なった施設数の割合とする。

2 各部署ごとに進行管理を行う。

3 基準とは、「高知県産材利用推進方針」別表「高知県公共建築物木造化基準」とおりとする。

※基準外(例えば、津波対策等、防災・保安上の理由から木造が困難な場合)であっても、他工法との混構造などにより積極的に木造化を図るものとする。

4 整備した県有施設については、使用した県産材に固定された二酸化炭素を算出し、「高知県CO2木づかい固定量認証専門委員会」の認証を受け公表する。

(※参考)

公共的建築施設の木造化率	H22	H23	H24	H25	H26
全国平均					
高知県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					

※公共的建築施設とは、建築統計年報(国土交通省発行)の用途分類「N. 医療、福祉用建築物、O. 教育、学習支援業用建築物、Q. 公務用建築物」を集計したものである。

別表2

公共土木工事への木材利用に係る各部署の目標

(1) 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

部局名	木材利用推進工種	基準値 (m ³ /億円)	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(m ³)】
林業振興・環境部	柵工、土留工、筋工、法面工、落石防護壁工、ポット苗植栽工、標識工、視線誘導標、休憩施設、ベンチ、階段工、防音壁、ガードレール、仮設防護柵、樹木支柱等	8						12 (基準値の1.5倍)
農業振興部								
水産振興部								
土木部								

※1 基準値とは、第一期行動計画(H16年度～H20年度)の実績の平均である。

※2 柵工は、土留用柵工、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

※3 仮設防護柵は、人家裏や道路上部に設置する場合は除く。

※4 推進工種以外にも、利用可能な箇所には積極的に利用し、利用量の増加に努めるものとする。

(2) 木製型枠の使用率

部局名	区分	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(%)】
林業振興・環境部							100
農業振興部							100
水産振興部	適用基準						100
	適用基準外						※4
土木部	適用基準						100
	適用基準外						※4
合計							100

※1 土木部は都市計画区域以外の工事を対象

※2 土木部の適用基準は、土木工事標準積算基準書「場所打擁壁工(1)、同(2)、砂防工、コンクリート工」で積算するものを対象とする。

※3 土木部港湾・海岸課、水産振興部の適用基準は、土木工事標準積算基準書、港湾請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準「場所打擁壁(1)、同(2)、コンクリート工、本体ブロック製作工、上部工(陸上打設)」で積算するものを対象とする。

※4 適用基準外は使用率を順次拡大していくことを目標とする。

(注)木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数(小型構造物を除く)に対する木製型枠を使用した工事件数の割合である。

(3) 工事用資材の木製品(看板、バリケード等)の使用率

部局名	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(%)】
林業振興・環境部						100
農業振興部						100
水産振興部						100
土木部						100
合計						100

(注)各工事現場の一つは県産材の木製品を使うことを目標とする。

木製品使用率とは全土木工事件数に対する工事用資材の木製品を使用した工事件数の割合である。

(※請負金額250万円以下の小規模工事は件数に含めない。)

別表3

事務用備品類への木製品の導入に係る各部局の目標

(1) 木製品の導入

部 局 名	適用物品	H22	H23	H24	H25	H26	【目標%】
各部局共通 (教育委員会、警察本部含む)	事務用備品類						100

※事務用備品類とはグリーン購入法の重点調達品目「事務用備品」の机(会議用机含む)、棚、収納用什器(棚以外)とし、スチール等との混構造も含むものとする。

(4) 市町村発注工事

① 木材利用量(仮設工・木製型枠含む)

地域推進会議名	市町村名	木材利用推進工種	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(m3)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村	県計画に準ずる						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市	〃						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村	〃						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市	〃						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町	〃						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市	〃						
合 計								

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H16～20の実績等を勘案して定めることとする。

② 木製型枠の使用率

地域推進会議名	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						
合 計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H21の実績を勘案して定めることとする。

③ 工事用資材の木製品(看板、バリケード等)の使用率

地域推進会議名	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26	【目標(%)】
安芸地区	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、芸西村						
中央地区	高知市、南国市、香美市、香南市						
嶺北地区	大豊町、本山町、土佐町、大川村						
伊野地区	仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村、土佐市						
須崎地区	須崎市、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町						
幡多地区	四万十市、土佐清水市、黒潮町、三原村、大月町、宿毛市						
合 計							

※1 市町村発注工事については、「県産材利用地域推進会議」において調査する。

※2 目標については、H21の実績を勘案して定めることとする。